

1 計画策定の目的

- ・これまで、国による生涯学習推進法の制定など、生涯学習推進計画策定に向けた機会はあったと思われるが、策定までの機運が高まらなかった。
- ・高度に発達した情報科学技術により市民生活の形態も大きく変わって来ている。
- ・これまで経験したことのない少子高齢化は、社会形態の根底から揺るがしかねない状況である。
- ・人生 100年と言われる時代、どのように生きるかが大きな課題でもある。
- ・本市では、「生涯活躍・共生社会の実現」を謳う。生涯学び、人生を豊かに生きられる環境を整えることを目標に、推進計画を策定する。

2 計画策定の根拠

- ① 国の「第3期教育振興基本計画」の閣議決定（平成30年6月）
 - ☞ これまで経験したことのない少子高齢化社会や人生 100年時代に向けた5つの基本方針の提示、その3つ目に「生涯学び、活躍できる環境を整える」という方針が掲げられた。
- ② 第2次西脇市総合計画【基本構想・前期基本計画】の策定（平成31年3月）
 - ☞ 第5章「生涯活躍・共生社会の実現」
政策3「生涯学習を充実する」
※学習成果を市民主体の地域づくりにつなげる生涯学習社会の実現に向けた生涯学習推進計画の策定の検討を掲げる。
- ③ 第3期西脇市教育振興基本計画「教育創造にしわきプラン」の策定（平成31年3月）
 - ☞ 第4部「西脇市の教育施策」
重点目標第3「生涯学び、人生を豊かに生きられる環境を整えます。」
施策の柱1「人生 100年時代を見据えた生涯学習の推進」
2「人権意識の高揚を図る人権教育の推進」
3「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」
4「障害者の生涯学習の推進」
※生涯学習推進計画の策定の検討を掲げる。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国や県などの生涯学習に対する考え方を踏まえ、市民の学びの視点に基づいた取り組みを推進する指針となる基本計画です。西脇市自治基本条例に基づく計画として、市の最上位計画である西脇市総合計画との整合性を図り、生涯学習を通じて市の将来像の実現を目指します。

(2) 計画の適用期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

計画の進捗状況については、計画期間中において、教育に関する事務の点検及び評価により本計画の成果の評価・検証を行いつつ、より効果的で効率的に施策を総合的に推進していきます。